

4月開始

# 50歳以上の方へ 带状疱疹予防接種費用の 一部助成のご案内

## 助成額 上限 5,000 円

带状疱疹ワクチンの種類に関係なく、1回のみ費用の一部を助成します。

接種後、市役所健康推進課へ助成金の申請が必要です。

対象者	接種当日、弥富市に住民登録のある50歳以上の方	助成方法	①医療機関で带状疱疹の予防接種をします。 ②接種費用全額を医療機関へ支払います。 ③接種後、市役所健康推進課へ助成金の申請をします。 ※申請後、上限5,000円を指定口座に振り込みます。
助成回数	1回		
助成期間(接種期間)	4月1日～令和6年3月31日		

### 申請書類

- 領収書(带状疱疹予防接種と記載があるもの)
- 予診票(写し可)または接種済証
- 予防接種費用助成金交付申請書兼請求書  
※市役所健康推進課窓口にあります。市ホームページからも入手できます。
- 申請者名義の預金通帳(振込先が分かるもの)

### 申請期限

令和6年4月10日

※令和5年3月31日以前に接種した費用については、助成の対象とはなりません。

☎ 市役所健康推進課(内線312)

ID1005272

4月開始

# おたふくかぜ予防接種 費用の一部助成のご案内

## 助成額 上限 2,000 円

各対象年齢の間に接種した費用の一部を助成します。

### 対象者

接種当日、弥富市に住民登録のある下記の方

- ①満1歳から2歳未満までの方(令和4年4月2日生まれ以降)
- ②小学校就学前1年間にある方(年長児)(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)

### 接種不要な方

- ・おたふくかぜにかかったことのある方
- ・既におたふくかぜ予防接種を2回接種している方

	①の方	②の方
助成期間(接種期間)	生後12月の誕生日の前日～生後24月の誕生日の前日	令和5年4月1日～令和6年3月31日
助成回数	1回	
通知方法	1歳の誕生日前月に助成券を個人通知	年長児には4月上旬に助成券を個人通知
※通知送付時期を過ぎて転入した方、助成券が届かない方、紛失した方は、市役所健康推進課へご連絡をお願いします。		

### 助成方法

おたふくかぜ予防接種費用から助成額(2,000円)を差し引いた額を弥富市内指定医療機関へお支払いください。やむを得ず、市内指定医療機関で接種できない場合は接種後、市役所健康推進課へ助成金の申請が必要です。

※令和5年3月31日以前に接種した費用については、助成の対象とはなりません。

☎ 市役所健康推進課(内線312)

ID1005240

# 令和5年度の 新型コロナウイルスワクチン接種について

市ホームページ新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ▶



国の方針により変更となる場合がございます。ご了承ください。

3月31日をもってワクチン接種コールセンターおよび弥富市によるWEB予約を終了しました。実施医療機関、接種方法については市ホームページをご覧ください。

## 4月のワクチン接種について

令和5年春開始接種(5月8日以降接種)に伴い12歳から64歳までで基礎疾患などがない方については接種対象外となるため、5月7日をもっていったんワクチン接種が終了します。オミクロン株2価ワクチンを接種希望の方は4月中にワクチン接種をお願いします。市では4月29日から5月7日までの間は春開始接種(5月8日以降接種)の準備期間となりますので、市内医療機関のワクチン接種がありません。

## 令和5年春開始接種 (5月～8月)について

- 対象者
  - ①65歳以上の方
  - ②65歳未満で以下に該当する方
    - ・基礎疾患があり通院/入院している
    - ・BMIが30以上である
    - ・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた
    - ・医療従事者などまたは高齢者施設などの従事者
- 接種券について  
接種券の発送は現在、4月下旬を予定しておりますが、状況により変更となる場合がございます。決まり次第ホームページへ発送計画を掲載します。  
また対象の方でお手元に接種券がある方については、お手元の接種券が使用できます。

## 6か月から4歳までの乳幼児用 ワクチン接種について

- 初回接種  
接種券を希望される方は市役所健康推進課へご連絡ください。

## 5歳から11歳までの小児用 ワクチン接種について

- 初回接種  
接種を希望される方で接種券がお手元にはない方は市役所健康推進課へご連絡ください。
- 小児用オミクロン対応ワクチン接種  
3月8日から開始されました。対象者は小児用ワクチンを接種し、3か月以上経過した5歳から11歳の方です。  
※対象の方へは、予診票を順次送付してまいります。小児用ワクチン接種から4か月が経過しても予診票が届かない場合は、市役所健康推進課へご連絡ください。  
※初回接種、追加接種を小児用ワクチンで接種した後に12歳を迎えた方については、12歳以上用のオミクロン対応ワクチンでの接種となります。

厚労省新型コロナ  
ワクチンについて▶



※今後、令和5年秋開始接種(9月以降)として、5歳以上の方を対象にワクチン接種が行われる予定です。

☎ 市役所健康推進課(内線318)